

編 式 様

目 次

1. 一般様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書	1
第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書	2
第 3 号	事業計画書（一般事業用）	6
第 3-1 号	再生可能エネルギー発電用施設（太陽光パネル）事業計画書	7
第 4 号	資材置場等の事業計画書（建築資材・商品・容器等置場）	8
第 5 号	駐車場の利用計画書	9
第 6 号	植林転用計画書	10
第 7 号	被害防除計画書	11
第 8-1 号	農地復元計画書 *農地改良目的以外の一時転用	12
第 8-2 号	農地復元完了報告書	13
第 8-3 号	農地改良計画書 *農地改良目的の一時転用	14
第 9 号	換地計画についての確約書	15
第 10 号	用途適合証明書	16
第 11 号	創設換地計画適合証明書	17
第 12 号	農地法第 4・5 条の規定による許可申請の取下申立書	18
第 13 号	農地法第 5 条の規定による買受適格証明願	19
第 14 号	農地法第 4・5 条の規定による許可指令書の訂正願	20
第 15 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の証明願	21
-	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の証明願（記載例）	22
第 16 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分の取消願	23
第 17 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書	24
第 18 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書 *承継	25
第 19 号	農地法第 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書	26
第 20 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書	27
第 21 号	農地転用許可台帳	28
第 22-1 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書（4ha 以下）	29
第 22-2 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書（4ha 以下）	30
第 22-3 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書（4ha 超）	31
第 22-4 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書（4ha 超）	32
第 23 号	不許可指令書（4ha 以下）	33
第 24 号	却下指令書	34
第 25 号	買受適格証明書	35
第 26 号	買受不適格通知書	36
第 27 号	計画変更承認書	37
第 28 号	計画変更不承認書	38

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
第 29 号	計画変更承認書（承継）	39
第 30 号	計画変更不承認書（承継）	40
第 31 号	農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書	41
第 32 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告書について	42
第 33 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告書について（特定建築条件付売買予定地）	43
第 34 号	農地転用完了報告書	44
第 35 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について	45
第 36 号	農地法第 4 条第 8 項の規定による協議書	46
第 37 号	農地法第 5 条第 4 項の規定による協議書	47
第 38 号	法定協議事前調整申出書	50
第 39 号	農地法第 4 条第 8 項（第 5 条第 4 項）の規定による協議について	51
第 40 号	農地法第 4 条第 8 項・第 5 条第 4 項の規定による協議台帳	52
第 41 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書	53
第 42 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書	54
第 43 号	受理通知書	57
第 44 号	資材置場等に係る検討結果報告書	58
第 45 号	資材置場等に係る検討結果通知書	59
第 46 号	農地転用工事完了後の事業実施状況報告について	60
第 47 号	農地法施行規則第 29 条第 4 号等の規定に該当するか否かの検討結果に対する意見書	61

2. 営農型太陽光発電様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
別紙様式例第 1 号	営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書	62
別紙様式例第 2 号	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み	67
別紙様式例第 3 号	下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書	69
別紙様式例第 4 号	申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書	70
別紙様式例第 5 号	営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書	72
別紙様式例第 6 号	下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書	73
別紙様式例第 7 号	営農型太陽光発電設備の改築に係る報告	74
別紙様式例第 8 号	営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告	75
別紙様式例第 9 号	営農型太陽光発電事業の承継に係る報告	76
別紙様式例第 10 号	栽培実績書	77
別紙様式例第 11 号	収支報告書	81

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
別紙様式例第 12 号	農地法における違反事案についての情報提供	83
-	3. 下部農地における収支の見込（別紙様式例第 1 号関係）	84

3. 違反転用様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
違 1 号	違反転用連絡票	85
違 2 号	違反転用是正完了届出書	87
違 3 号	違反転用是正調査報告書	88
違 4 号	違反転用事案報告書	89
違 5 号	勧告書（農業委員会用）	91
違 6 号	勧告書（県用）	92
違 7 号	処分又は命令書	93
違 8 号	違反転用是正計画書	95
違 9 号	違反転用履行状況報告書	96
違 10 号	農地法第 51 条第 3 項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について	97

4. 参考様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
参考様式第 1 号	土地の選定に関する調書	98
参考様式第 2 号	非農地証明書交付願	99
参考様式第 3 号	農地改良等届出書	100
参考様式第 4-1 号	委任状（農地法第 4 条許可用）	101
参考様式第 4-2 号	委任状（農地法第 5 条許可用）	102
参考様式第 5 号	確約書 * 建築条件付売買予定地に係る転用申請の場合	103

様式第 1 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	都道府県 市 町 番地									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
			登記簿	現況						
					m ²					
計		m ² (田 m ² 、畑 m ²)								
3 転用計画 (事業計画)	(1)転用事由の詳細	用 途	事由の詳細							
	(2)転用期間 (事業の操業期間又は施設の利用期間)	年 月 1 5 ・ 2 5 日から 年間								
	(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工 年月日から年月日まで)				第2期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				m ²				m ²
		建築物			m ²			m ²		
		小 計								
		工 作 物								
	小 計									
計										
4 資金調達についての計画										
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防止施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条第 1 項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第 29 条及び第 43 条第 1 項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第 34 条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 申請に係る土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内にある場合には、転用行為にかかる規制の有無を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所						
	譲 受 人		都道 府県	郡 市	町 村	番地			
	譲 渡 人		都道 府県	郡 市	町 村	番地			
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域その他の区域の別	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名 又は名称		
					m ²				
	計		m ² （田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ² ）
3 転用計画 (事業計画)	(1)転用の目的		(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細						
	(3)転用期間 (事業の操業期間又は施設の利用期間)		年 月 15・25 日から 年間						
	(4)転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の 概要	工事計画	第 1 期(着工 年月日から年月日まで)				第2期	合 計	
			名 称	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積		棟 数	建 築 面 積
		土地造成				m ²			m ²
		建 築 物			m ²			m ²	
		小 計							
		工 作 物							
	小 計								
	計								
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
		設定 ・ 移転							
5 資金調達についての計画									
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
7 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事業所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の当事者は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 申請に係る土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内にある場合には、転用行為にかかる規制の有無を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙 1)

申請書の 1 の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙 2)

申請書の 2 の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整 区域その他 の区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏 名又は名称	
					m ²			
計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)								

(記載要領) 本表は、(別紙 1) の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

事業計画書（一般事業用）

1. 事業の目的及び内容
2. 利 用 計 画
3. 現在の事業状況（事業規模）
4. 新たに申請地を取得しなければならない理由
5. 申請地を選定した理由（現在の事業所の所在地及び申請地との距離）
6. 接続道路
 - (1) 公道（国道、県道、市町村道等）に接続するまでの私道の権利関係及び使用する権利
 - (2) 公道の幅員
7. その他参考となる事項

再生可能エネルギー発電用施設（太陽光パネル）事業計画書

1. 事業の目的及び内容

太陽光パネル設置

パネル枚数	枚			
建築面積	m ² (	mm×	mm×	枚)
パワーコンディショナ	台			

2. 利 用 計 画

3. 現在の事業状況（事業規模）

4. 新たに申請地を取得しなければならない理由

5. 申請地を選定した理由

6. その他参考となる事項（電力会社との接続契約締結等の状況等）

〔 例. R○年□月△日 九電と接続契約締結済み
R●年■月▲日 工事費負担金支払い済み 〕

様式第 4 号

資 材 置 場 等 の 事 業 計 画 書
(建築資材・商品・容器等置場)

1 現在の資材置場保有状況 (各資材置場毎に記入すること)

所 在 地	敷地面積 ㎡	同左の内訳		資材及び車両等の種類および量			備 考
		建築物 面積㎡	残地の 面積㎡	種 類	量 (t、㎡、枚、個…)	所要面積 ㎡	
合 計				通路 ㎡、その他 () ㎡			

2 申請地の必要性と利用計画

(1) 現有地で不足する理由 (現有施設との関連について、簡潔に、分かり易く文章化すること。)

(2) 計画の内容

敷地面積 ㎡	同左の内訳		資材及び車両等の種類および量			許可後の 資材置場 の合計 面積 ㎡	備 考
	建築物 面積㎡	残地の 面積㎡	種 類	量 (t、㎡、枚、個)	所要面積 ㎡		
合 計				通路 ㎡、その他 () ㎡			

3 事業の実績及び計画

(過去 2 ヶ年の実績及び翌年の見込み)

前々年	千円
前年	千円
本年	千円
翌年	千円

4 申請地選定の理由

①事務所又は事業所からの距離

②主たる道路からの進入路の幅及び距離

③その他

5 その他

(1) 資本金

(2) 従業員数

(3) 現在施工中の工事のうち主なもの (資材置場の場合)

注)利用計画図を添付すること。

駐 車 場 の 利 用 計 画 書

1 既存の駐車場の状況				
(1)面積 m ² 駐車可能台数 台				
(2)利用状況（3に準じて記載すること）				
2 申請の内容	申請面積	m ²	駐車可能台数	台 （露天・屋根付）
3 申請地の利用計画（該当する利用目的の欄に記載すること。）				
(1)個人用又は事業用の場合、現在所有者の種類及び台数				
普通車 台、（ ）tトラック 台、（ ）tトラック 台、ブルドーザ 台				
(2)従業員用の場合 従業員数 人、うち車通勤者数 人				
(3)飲食店、旅館、会議場、パチンコ店等、来客（来場）者の収容人員（又は定員）が決まっている施設の場合				
収容人員（又は定員） 人、一日平均利用者 人、車利用見込数 台				
(4)商店、病院、展示場等、来客（来場）者の定員等が決まっていない施設の場合				
一日平均来客（来場）者数 人、車利用見込数 台				
(5)有料駐車場（月極、時間極）の場合				
①近隣類似の駐車場の利用状況（申請地からの距離 km、収容可能台数 台）				
月極：契約台数 台、時間駐車：一日平均利用台数 台				
②申請地の利用見込み（月極：契約台数 台、時間駐車：一日平均利用台数 台）				
(6)集落用の場合 集落戸数 戸、うち車保有戸数 戸				
(7)その他の場合 ＊(1)～(6)に準じて説明を記載すること。				
4 その他（転用の必要性についての説明）				

注）利用計画図を添付すること。

植 林 転 用 計 画 書

申 請 人		申 請 土 地 所 在		地 目	面積(m ²)	備 考
立 地 条 件	標 高	() m				
	採 光 通 風 状 況	採光1日 () 時間 向 (東 西 南 北)		通 風 (良 否) 傾 斜 (急 緩)		
	耕 作 の 便 否	地 味 (良 否)		耕 作 (難 易)		
	水 利 の 便 否	灌がい水 (良 否)		排 水 (良 否)		
	通 作 距 離	自宅から () m		車道から () m		
作 付 収 量 等	現在の利用状況					
	現在の収量程度					
	転用事業が近傍の農地に及ぼす影響度					
植 林 計 画 の 概 要		本の種類と本数				
申 請 人 の 経 営 面 積		田	畑		計	
		m ²	m ²		m ²	

被害防除計画書

当該事項に○をし、必要事項を記載するとともに土地利用計画図等に詳細を記入すること。

なお、被害のおそれがない場合は、その理由を記載すること。

① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策。

ガス、湧水、粉じん、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障を生じさせないための措置

(1) 申請地の造成計画の内容

- | | | |
|------------------------------|---|---|
| ア 盛土を行う（最高 m、最低 m） | } | ※盛土又は切土を行う場合 |
| イ 切土を行う（最高 m、最低 m） | | 盛土規制法の許可又は届出 ☐ 要 ☐ 不要 |
| ウ 現状のまま利用する。 | | |

(2) 上記(1)に伴う被害防除措置

- ア 土留め工事をする。 イ 擁壁を設ける。 ウ 法面保護をする。
 エ 緩衝地を設ける。 オ 防護柵を設ける。 カ その他

○被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由

② 農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置

- (1) 雨水排水 ア 溜枥 イ 貯水池 ウ 水路放流 エ 自然流下
 (2) 汚水処理 ア 合併浄化槽 イ 浄化槽 ウ くみ取り エ その他（ ）
 (3) 生活雑排水 ア 合併浄化槽 イ 溜枥 ウ その他（ ）
 (4) (2)及び(3)の放流先 ア 河川 イ 道路側溝 ウ 下水道 エ 水路 オ その他（ ）
 (5) 放流先管理者（河川管理者・道路管理者等）との協議内容 ア あり イ なし

○その理由または内容

③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置

- ア 緑地、緩衝地を設ける。（幅約 m程度）
 イ 建物の高さを加減する。（高さ m程度）
 ウ 隣接農地への通路を確保する。
 エ その他

○被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由

年 月 日付け農地転用許可申請に係る被害防除計画については、上記のとおり相違ありません。万一、隣接農地に被害等が生じた場合については、申請人の責において解決します。

年 月 日

住 所
 転用事業者 氏 名

農 地 復 元 計 画 書

1. 復元担当者

住所

氏名

2. 土地の所在地、地目及び面積

3. 復元工事実施時期

4. 復元方法

5. 復元費用負担者

(1) 負担者住所及び氏名

(2) 復元費用

(Ⅰ) 資材等搬出費 円

(Ⅱ) 残土搬出費 円

(Ⅲ) 表層良質土搬入費 円

(Ⅳ) 整地費 円

(Ⅴ) その他 円

合 計 円

6. その他

上記のとおり農地復元について合意したので計画書を提出します。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

借 人 住 所
氏 名
申請者
貸 人 住 所
氏 名

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農 地 復 元 完 了 報 告 書

さきに、農地法第 条第1項の規定により許可がされている土地について、農地への復元が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 許 可 年 月 日 年 月 日
2. 許 可 指 令 番 号 長崎県指令 第 号
3. 転用許可地の所在 長崎県 市 町
郡 大字
番外 筆
4. 転 用 目 的
5. 転 用 面 積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²]
[計 m²]
6. 一時転用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
7. 完工年月日 年 月 日

[添付書類] 現地の現況写真

農 地 改 良 計 画 書

1. 農地改良を必要とする理由

2. 土地の所在地、地目及び面積

3. 施工業者

住 所

氏 名

4. 工事の概要(埋立(切土)に用いる土、その他材料)

区 分	基 礎 部 分	表 土 部 分	備 考
土砂等の種類			
土砂等の採取場所			
土砂の量(m ³)			

5. 作付計画

・作付予定作物名

・作付予定面積(m²)

・予定収量(kg)

・耕 作 者

・作 付 予 定 日

※転用者と耕作者が異なる場合は耕作者の申立書または契約書等の書類を添付

上記のとおり農地改良について計画書を提出します。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

(申請者) 住 所

氏 名

換地計画についての確約書

換地計画において、下記一時利用地をそのまま下記従前地の換地として定める旨確約します。

記

1. 従 前 地

2. 一時利用地

年 月 日

事業主体

用 途 適 合 証 明 書

事業計画において、定められた下記農地の用途が_____
であることを証明します。

記

3. 従 前 地

4. 一時利用地

年 月 日

事業主体

創 設 換 地 計 画 適 合 証 明 書

下記創設換地予定地は、事業計画において、_____（具体的な用途を記入すること。）
の用途と定められ、_____が取得予定者であることを証明します。

記

創 設 換 地 予 定 地

年 月 日

事業主体

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可申請の取下申立書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

申立人

住 所

氏 名

年 月 日付けで提出した下記土地についての標記許可申請は、取下げます。

記

申請に係る土地

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

農地法第 5 条の規定による買受適格証明願

年 月 日

長崎県知事

様

願出人氏名

下記のとおり転用を目的として農地の競（公）売に参加したいので、農地法第 5 条の規定による買受適格者であることを証明願います。

1 願出人の住所 及び職業	住 所						職 業			
2 許可を受けようとする土地の 所在・地番・地 目・面積・利用 状況・普通収穫 高及び耕作者の 氏名	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積	利用状況	10a 当 たり 普 通 収 穫 高	耕作者の 氏 名	市 街 化 区 域 ・ 市街化調整区域・ その他の区域の別	
			登記簿	現 況						
計		m ² (田		m ² 畑		. m ² 採草放牧地		m ²)		
3 転用計画 (事業計画)	(1) 転用の目的					(2) 事由の詳細				
	(3) 転用期間 (事業の操業 期間等)	年 月 日から 年間								
	(3) 転用の時期 及び転用の 目的に係る 事業又は施 設の概要	工 事 計 画	第 1 期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)				第 2 期	合 計		
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積
		土 地 造 成								
		建 築 物								
		小 計								
		工 作 物								
		小 計								
	計									
4 資金調達についての計画	(必要資金)		土地購入費	円	(資金調達)	自己資金	円			
		土地造成費	円		借入金	円				
		建築工事費	円							
		その他の経費	円							
5 転用することによって生 ずる付近の土地・作物・家畜 等の被害の防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可指令書の訂正願

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
願出人
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記の許可を受けましたが、当該指令書にかかる申請書の内容に記載の誤りがありましたので、下記のとおり訂正願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区 分 (※)	氏 名	住 所

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 訂正を要する箇所

訂 正 箇 所	
正	
誤	

3. 添付書類

- ・ 許可指令書 通
- ・ 訂正内容を証する書面（ ） 通

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可処分の証明願

年 月 日

長崎県知事 様

願出人 住 所
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記のとおり標記の許可があったことを証明願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区分(※)	氏 名	住 所	備 考

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 許可を受けた土地

所 在	地 番	地 目		面積(㎡)	備 考
		登記簿	現況		

3. 許可を受けた転用目的

4. 許可を受けた権利の種類及び設定又は移転の別（法第 5 条の許可の場合のみ）

5. 許可に付された条件

6. 証明を必要とする理由

願いのとおり証明する。 年 月 日	第 号 長崎県知事 印
---	----------------------------

農地法第 4・5 条の規定による許可処分の証明願

年 月 日

長崎県知事

様

 願出人 住 所
 氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記のとおり標記の許可があったことを証明願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区分(※)	氏 名	住 所	備 考

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載する。

2. 許可を受けた土地

現行「登記簿」のとおり記載

許可指令書と現行登記簿の記載が相違の場合、詳細を記載

所 在	地 番	地 目		備 考
		登記簿	現況	
〇〇〇市●●町□□□	123 番	畑	雑種地	123.00
△△市▲▲町	17 番 2	田	雑種地	45.00

許可後市町合併により、所在が変更

許可は「17 番」

3. 許可を受けた転用目的

4. 許可を受けた権利の種類及び設定又は移転の別（法第 5 条の許可の場合のみ）

5. 許可に付された条件

6. 証明を必要とする理由

願いのとおり証明する。 年 月 日	第 号 長崎県知事 印
--	--------------------

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可処分の取消願

年 月 日

長崎県知事

様

住所
願出人 氏 名
住所
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記の許可を受けましたが、
下記理由により本許可を取消されるよう願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区 分(※)	氏 名	住 所

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 許可を受けた土地（現在の状況）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

3. 許可を受けた者の転用目的、及び法第 5 条の許可の場合の権利の種類及び設定又は移転の別

4. 取消理由

5. 許可を受けた土地の一部の取消である場合には取消さない部分の利用計画

願いのとおり許可を取消することが適当である。 年 月 日	第 号 農業委員会会長 印
---------------------------------	----------------------

願いのとおり許可を取消す。 年 月 日	第 号 長崎県知事 印
------------------------	--------------------

様式第 17 号

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者
氏 名

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で、 用地として農地法第 条の規定による許可を受けた事業計画を下記により変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 許可を受けた土地の所在、面積、利用状況

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	利用状況	備 考
		台 帳	現 況			
計		㎡ (田		㎡ 畑	㎡)	

2. 当初事業計画の概要と計画変更事項

3. 計画変更を必要とする事由の詳細

4. 計画変更後の事業計画の詳細

転 用 の 目 的		事由の詳細				
事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日 から 年間					
転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要	工 事 計 画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				
		名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	備 考
	土 地 造 成					
	建 築 物					
	工 作 物					
	計					

5. 資金調達についての計画

6. 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

7. その他参考となるべき事項

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

当初計画者（甲）（住 所）
（氏 名）承 継 者（乙）（住 所）
（氏 名）

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号によって農地法第 条の規定による許可を受けていた甲の事業計画を下記のとおり乙の事業計画に変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 申請当事者の氏名（名称）住所及び職業

当事者の別	氏 名	職 業	住 所
当初計画者			
承 継 者			

2. 承継を受けようとする土地の所在、面積、利用状況

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積(㎡)	利用状況	備 考
		台 帳	現 況			
計		㎡（田		㎡ 畑	㎡）	

3. 当初計画者が当初計画どおり事業が遂行できない理由

4. 承継者が事業計画を必要とする事由の詳細

5. 承継者が行う事業計画の詳細

転 用 の 目 的	事由の詳細					
事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日 から 年間					
転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要	工 事 計 画	第 1 期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				
		名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	備 考
	土 地 造 成					
	建 築 物					
	工 作 物					
	計					

6. 資金調達についての計画

7. 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

8. その他参考となるべき事項

様式第 19 号

農地法第 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日
農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所		氏名	
		譲渡人	住所		氏名	
	申請に係る土地	所在地番	市・郡 町		外 筆	
		地目別面積	田	m ²	畑	m ²
事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域
	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)					
	工事計画	着工 年 月 日		完了 年 月 日		
農地転用に関する許可基準から見た意見	農地の区分					
	許可基準に定める農地の区分の該当事項					
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を把握すること)					
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合	農用地区域内農地	第1種農地	その他の(第 種)	計	
	面積					
	割合					
	検討事項	意見		意見決定の理由		
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適 当	不 適 当			
	2 資力及び信用	適 当	不 適 当			
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	確 実	不 確 実			
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実	不 確 実			
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不 確 実			
	6 農地以外の土地の利用見込み	確 実	不 確 実			
	7 計画面積の妥当性	適 当	不 適 当			
	8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適 当	不 適 当			
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	な し	あ り				
10 地域計画への支障の有無	な し	あ り				
11 一時転用である場合には、その妥当性	適 当	不 適 当				
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了				
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施工者		施工面積	申請地に関する面積	施工時期
						申請地に関する土地改良財産
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外 (告示 年 月 日)		
	都市計画法第 8 条の地域地区の決定	地域地区の種類				
		決定なし				
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外 (告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外 (決定 年 月 日)		
	用途区分変更の有無	用途区分変更		有 無 (決定 年 月 日)		
総合意見						
許可相当と認められる場合に付すべき条件						
長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無						
有 ・ 無						
意見の概要						

(記載要領)

- 「申請に係る土地の所在する区域」、「意見」「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農林振興局長連名通知以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のイの(7)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のオの(7)の a の(a)」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施工に関して町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」の欄には、長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の長崎県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式第 20 号

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

農 業 委 員 会

申 請 者

当初計画者

承 継 者

申 請 地

事業計画

工事計画

意 見

農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について	
区 分	農 業 委 員 会 の 意 見
(1) 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。	
(2) 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。	
(3) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。	
(4) 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。	
(5) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業等に及ぼす影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。	
(6) 上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。	

農 地 転 用 許 可 台 帳

年 月 日 許可台帳 No.

整理 番号	市町村 及び許可 番号	所 在 農地区分 地目・面積（㎡）	申請者	転用者	申請の目的 及 び 主 な 施 設	契約	備 考
				相手方			

農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 4 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

1 転用の目的

2 許可する土地の表示

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

4 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。) に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 1 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書 (同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。)) を記載しなければなりません。) を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として (訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 22-2 号

長崎県指令 第 号

農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 5 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

土地の所有者 (住所)
(氏名)

- 1 転用の目的
- 2 契約の形態
- 3 許可する土地の表示

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

5 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

（教 示）

- 1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。））に記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付で許可申請があった下記土地について、農地法第 4 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

1 転用の目的

2 許可する土地の表示

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m² 以上にあつては知事、3,000 m² 未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

4 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 1 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、長崎県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 九州農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 5 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

土地の所有者 (住所)
(氏名)

- 1 転用の目的
- 2 契約の形態
- 3 許可する土地の表示

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

5 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）に記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、長崎県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 九州農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

長崎県指令 第 号

申請者 (住所)

(氏名)

年 月 日付け農地法第 条第 1 項の規定による許可申請については、記 3
の理由により許可しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 転用目的

3. 許可しない理由

(教 示)

- 1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

申請者（住 所）

（氏 名）

年 月 日付け農地法第 条第 1 項の規定による許可申請については、記 3 の理由により却下する。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 転用目的

3. 却下する理由

（教 示）

- 1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

長崎県知事

第 号

願出人（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで、あなた（貴社）から願出のあった農地法第 5 条の規定による
買受適格証明願については、記 3 の理由により証明しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 願出土地

2. 転用目的

3. 証明しない理由

第 号

申請者（住 所）

（氏 名）

令和 年 月 日付けで申請のあった農地法第 条第 1 項の規定による許可
（ 年 月 日付け長崎県指令 第 号許可）に係る転用事業計画の変
更については、下記のとおり条件を付して、別紙申請のとおり承認する。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 条 件

- （1）転用事業計画変更に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。なお、事業計画を変更せざるを得ない場合には、事前に知事の承認を受けること。
- （2）変更後の転用事業が完了するまでの間、本件承認の日から 3 箇月後その後 1 年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を農業委員会へ報告すること。

2. 特に条件を付す事項

（注意事項）

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む）に従って、その事業の用に供しないときは、農地法第 5 1 条第 1 項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは原状回復の措置をとるべきことを命ずることがある。

第 号

申請者（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け長崎県指令 第 号を
もってした農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用事業計画の変更については、記 3 の理由
により承認しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 変更後の用途

3. 承認しない理由

第 号

当初計画者
(住 所)
(氏 名)
承 継 者
(住 所)
(氏 名)

令 年 月 日付けで申請のあった農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用
事業計画の変更（ 年 月 日付け長崎県指令 第 号許可）については、別紙
申請のとおり転用計画者の変更については承認する。

なお、転用目的の変更については、変更後の計画に係る農地法第 条転用許可をもって承認
することとする。

年 月 日

長崎県知事

長崎県指令 第 号

当初計画者
(住 所)
(氏 名)
承 継 者
(住 所)
(氏 名)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け長崎県指令 第 号
をもってした農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用事業計画の変更については、記 3 の理
由により承認しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 変更後の用途

3. 承認しない理由

農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
長 崎 県

申請者の住所等	譲 受 人	住所		氏名					
	譲 渡 人	住所		氏名 外 名					
申請に係る土地	所 在 地	市 町 村		外 筆					
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a 当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の 平 均	Kg
	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
権利を設定し又は移転 しようとする契約の内容		設 定 ・ 移 転							
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区分 の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況を 記載すること)									
転用候補地内の農地 の区分別面積及びそ の割合	農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%	100%		
特定土地改良 事業等関係	事 業 の 種 類	事 業 施 工 者	施 工 面 積	申請地に関係 する面積	施 工 時 期	申請地に関係する 土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画と の関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)			
	都市計画法第 8 条の地域地 区の決定	地域地区の種類							
	決定なし								
申請に係る土地と農業振興地 域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)			
転用目的									
転用目的に係る事業又 は施設の概要	名称	棟数	建設面積		所要面積				
	土地造成				m ²				
	建 築 物	棟	m ²		m ²				
	小 計	棟	m ²		m ²				
	工 作 物	棟	m ²		m ²				
	小 計	棟	m ²		m ²				
合 計		棟	m ²		m ²				
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を 防除するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等において は、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のイの(7)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のオの(7)の a の(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第 回）

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により許可がされている土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- | | | | | | | |
|----------------|---|------------------|------|------------------|--------|------------------|
| 1. 許 可 年 月 日 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 2. 許 可 指 令 番 号 | 長崎県指令 | 第 | 号 | | | |
| 3. 転用許可地の所在 | 長崎県 | 市 | 町 | | | |
| | | 郡 | 大字 | | | |
| | | | 番外 筆 | | | |
| 4. 転 用 目 的 | | | | | | |
| 5. 転 用 面 積 | [田 | m ²] | [畑 | m ²] | [採草放牧地 | m ²] |
| | [計 | m ²] | | | | |
| 6. 建 設 計 画 | [着工予定] | 年 | 月 | 日 | | |
| | [完工予定] | 年 | 月 | 日 | | |
| 7. 工 事 進 捗 状 況 | ※ 建設工事が許可申請書に記載された事業計画どおり進捗していない場合
(遅延又は未着手) その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。 | | | | | |

[添付書類] 現地の現況写真

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第 回）

さきに、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可がされている土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1. 許 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 2. 許 可 指 令 番 号 | 長崎県指令 第 号 |
| 3. 転用許可地の所在 | 長崎県 市 町 郡 大字 番外 筆 |
| 4. 転 用 目 的 | 特定建築条件付売買予定地 |
| 5. 転 用 面 積 | [田 m ²] [畑 m ²] [採草放牧地 m ²]
[計 m ²] |
| 6. 建 設 計 画 | [着工予定] 年 月 日
[完工予定] 年 月 日 |
| 7. 工 事 進 捗 状 況 | ①売買契約締結状況 未 ・ 済 年 月 日
②建築請負契約締結状況 未 ・ 済 年 月 日
③建築確認の状況 未 ・ 済 年 月 日

④土地の引渡し状況 未 ・ 済 年 月 日

⑤自ら住宅を建築することとなった状況等 |

[添付書類] 現地の現況写真

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農 地 転 用 完 了 報 告 書

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により許可がされている土地について、工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 許 可 年 月 日 年 月 日
2. 許 可 指 令 番 号 長崎県指令 第 号
3. 転用許可地の所在 長崎県 市 町 郡 大字 番外 筆
4. 転 用 目 的
5. 転 用 面 積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²]
[計 m²]
6. 完 了 年 月 日 年 月 日

[添付書類] 現地の現況写真

年 月 日

転 用 事 業 者 様

農 業 委 員 会 会 長

農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第 回）

あなたは、 年 月 日付け長崎県指令 第 号で農地転用許可を受けた事業の進捗状況の報告をしていないので、別紙様式により至急報告してください。

なお、工事が完了するまでの間は、許可後 3 ヶ月後及び 1 年ごとに工事の進捗状況（工事が完了したときはその旨）を報告することになっていますので、今後、その時期になったら必ず報告をして下さい。

農地法第 4 条第 8 項の規定による協議書

年 月 日

長崎県知事 様

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 8 項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県		郡市	町村	番地					
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者 の氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況						
	郡市	町村				m ²				
	計	m ² (田		m ² 、畑		m ²)				
3 転用計画	(1)転用事由の詳細	用途	事由の詳細							
	(2)転用期間 (施設の利用期間)	年 月 日から 年間								
		(3)転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第 1 期(着工 年月日から年月日まで)				第 2 期	合 計	
	名 称			棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積
	土地造成					m ²				m ²
	建 築 物				m ²			m ²		
	小 計									
工 作 物										
小 計										
計										
4 予算措置等の 状況										
5 転用することによ って生ずる付近の土 地・作物・家畜等の被 害防止施設の概要										
6 その他参考とな るべき事項										

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係わる事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載する。

農地法第 5 条第 4 項の規定による協議書

年 月 日

長崎県知事 様

協議者名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 4 項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所				職 業			
	譲 受 人		都道府県	郡市	町村	番地				
	譲 渡 人		都道府県	郡市	町村	番地				
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	利 用 状 況	10a 当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現 況				権利の種類	権利者の氏名又は名称	
	郡 町 市 村				m ²					
計		m ² （田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ² ）		
3 転用計画	(1)転用の目的		(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(2) 転 用 期 間 (施設の利用期間)		年 月 日から 年間							
	(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月日から年月日まで)				第2期	合 計		
		名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積	
		土地造成			m ²				m ²	
		建 築 物			m ²				m ²	
		小 計								
工 作 物										
小 計										
計										
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類	権利の設定・移転の別			権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
		設定 移転								
5 予算措置等の状況										
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。

2 譲渡人が 2 人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の 1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。

3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。

4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。

5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。

6 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所	職 業
譲 受 人				
譲 渡 人				

(別紙2) 協議書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現 況				
					m ²			
計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)								

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式第 38 号

提出先：

法 定 協 議 事 前 調 整 申 出 書							
申出年月日 年 月 日 申 出 者 名							
1 事業計画者	住所 担当者及び電話番号						
2 当該計画に係る事業目的				申出に係る権利	(所有権の移転……)		
3 候補地の概要	所 在	都府 道県 市町 郡村 大字					
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		(生産状況)	(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)		(生産状況)		
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の種類及び数量 (概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
		工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	m ³
		排水予定地		汚水処理方法		排水日量	m ³
	道路等関係施設計画						
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり (別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること。)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業施工者		事業の種類			候補地に係る面積	
						m ²	
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外				
	都市計画法第 8 条の地域、地区の決定		地域地区の種類				
			決定なし				
9 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 「事業計画欄」には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 事業計画地を表示 (事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示) した縮尺 1/10,000 程度以上の図面 (縮尺 1/25,000 以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺 (おおむね直径 1 k m 以内の範囲) の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図 (縮尺 1/500～ 1/2,000) (申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- その他参考となるべき資料

第 号
年 月 日

様

長崎県知事

農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定による協議について（回答）

年 月 日付で協議があった下記案件については、農地法第4条第8項の規定に基づき、同意します。

記

1. 土地の所在等
2. 転用目的
3. 土地所有者（法第5条のみ）
4. 権利の種類（法第5条のみ）

農地法第 4 条第 8 項・第 5 条第 4 項の規定による協議台帳

整理 番号	市町名	所 在	申請者	転用者	申請目的 主な施設	契約	備 考
	協議回答 年月日	地目・農地区分 面積(m ²)		相手方			
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					
		()() ()m ²					

様式第 41 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式第 42 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所						
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	m ² （田 m ² 畑 m ² ）							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他		
4 転用計画	転用の目的			開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第 29 条の該当号					
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が 2 人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の 1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び 2 のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
					m ²				
計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)									

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
年 月 日

農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法 4 条第 1 項第 7 号（第 5 条第 1 項第 6 号）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第 3 条第 2 項（第 10 条第 2 項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所						
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積			
			登 記 簿	現 況				
					m ²			
	権利の種類及び設定又は移転の別							
3 届出書が到達した日								
4 届出に係る転用の目的								

(記載要領)

- 届出書が法人ある場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

資材置場等に係る検討結果報告書

年 月 日

長崎県知事（長崎県（農地転用所管課）長） 様

農業委員会会長
(農業委員会事務局長)

一時転用により目的が達成できる事案か検討を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

転用者	住所 氏名
農地所有者	住所 氏名
転用地 (住所・現況 地目・面積)	
転用の内容	
事業者が恒久転用 とした理由	
農業委員会の見解 及びその根拠	
その他参考 となるべき事項	

(添付書類) 位置図、現況写真、事業計画書、土地利用計画図等

資材置場等に係る検討結果通知書

年 月 日

農業委員会会長（農業委員会事務局長） 様

長崎県知事（長崎県（農地転用所管課）長）

令和 年 月 日付けで報告のあった土地について、一時転用により目的が達成できる
事案か検討を行いましたので、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 土地の所在
- 2 判断結果
- 3 判断根拠

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地転用工事完了後の事業実施状況報告について（第 ○／6 回）

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により許可がされている土地の事業実施状況を下記のとお
り報告します。

記

1. 許 可 年 月 日 年 月 日
2. 許 可 指 令 番 号 長崎県指令 第 号
3. 転用許可地の所在
4. 転 用 目 的
5. 転 用 面 積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²]
[計 m²]
6. 工事完了報告日 年 月 日
7. 他用途への転用実施の有無 有 ・ 無
《有の場合》
①転用内容：
②事業完了後、3 年以内に他用途に転用することとなったやむを得ない理由：

※農地転用許可申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合等については、農地法第 51 条第 1 項（違反転用者に対する処分）に基づき、必要な改善指導・勧告・原状回復命令を実施する可能性がありますので御留意ください。

[添付書類] 現況写真

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する
法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討結果に対する意見書

番 号
年 月 日

市町長 様
農業委員会会長 様

長崎県知事
(公印省略)

年 月 日付で農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討結果に対する意見を求められましたが、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項並びに農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないものと判断します。

(記載要領)

権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記する。

(別紙様式例第 1 号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※ 1)	
イ 認定農業者 (※ 2)	
ウ 認定新規就農者 (※ 3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

- ※ 1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営
- ※ 2 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- ※ 3 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- ※ 4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1 年目				
2 年目				
3 年目				
4 年目				
5 年目				
6 年目				
7 年目				
8 年目				
9 年目				
10 年目				

(記載要領)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1 に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 年目	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 年目													
2 年目													
3 年目													
4 年目													
5 年目													
6 年目													
7 年目													
8 年目													
9 年目													
10 年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・ 収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

(別紙様式例第 2 号)

**営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み**

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____
設置者 氏名 _____
 住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

(記載要領)

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第 1 号 2 の (3) に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1 及び 2 に記載した内容並びに別紙様式例 1 の 2 の (5) の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(7)～(9)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(7) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

(8) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第 3 号）

(9) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(8)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(7) 栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

(8) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第 4 号）

(別紙様式例第3号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者	氏名
	住所
設置者	氏名
	住所
土地	所在・地番

1. 知見を有する者について

所属
役職・氏名
住所
連絡先

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

(別紙様式例第4号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名 : _____)
(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(_____ kg/10a)

(単収見込の根拠)

(記載要領)

- ・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(_____ 年 _____ 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

- ・作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。
- ・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

(記載要領)

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(別紙様式例第 5 号)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(別紙様式例第 6 号)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名
住所
営農者 氏名
住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年 2 月末日までに報告することを約します。

(別紙様式例第7号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、)
②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第 8 号)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第9号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記3の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備 考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住 所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

(別紙様式例第 10 号)

栽 培 実 績 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	遮光率	備 考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

--

確認年月日

年

月

日

知見を有する者

所属

役職・氏名

住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した（別紙様式例第3号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第2号の添付資料アにおいて(ア)又は(ウ)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

- ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
- ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2（5）ア(ア)又は(イ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

- ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽

光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)			前年度 (令和 年度)			今年度 (令和 年度)		
科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小 計			小 計			小 計	
支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小 計			小 計			小 計	
差引金額			差引金額			差引金額		

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(別紙様式例第 12 号)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供 (通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事案について、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元号) 〇年〇月〇日付け (文書番号) にて、(農地転用許可権者名) より (原状回復等の措置の内容) しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供 (通知) します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について (平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知) の別紙 1 の第 4 の 6 (1) イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当 : 〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail : 〇〇〇-〇〇〇〇@pref. 〇〇. lg. jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

3. 下部農地における収支の見込

1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			6年目			7年目			8年目			9年目			10年目		
科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収入金額	販売金額		販売金額			販売金額			販売金額			販売金額			販売金額			販売金額			販売金額			販売金額			販売金額		
	自家消費		自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費		
	雑収入		雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入		
	(発電収入)		(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)		
	(営農協力金)		(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)		
	小 計 (A)		小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)			小 計 (A)		
支出金額	種苗費		種苗費			種苗費			種苗費			種苗費			種苗費			種苗費			種苗費			種苗費			種苗費		
	肥料費		肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費		
	農機具費		農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費		
	農薬・衛生費		農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費		
	動力光熱費		動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費		
	修繕費		修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費		
	人件費		人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費		
	地代・賃借料		地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料		
	農業共済掛金		農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金		
	減価償却費		減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費		
	土地改良費		土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費		
	雑費		雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費		
	租税公課		租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課		
	小 計 (B)		小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)			小 計 (B)		
差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)		

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

様式一違1号

違 反 転 用 連 絡 票

年 月 日

長崎県(農地転用所管課)長 様

農業委員会事務局長

農地法第(4条・5条)第1項等に違反している事案について、以下のとおり、報告します。

初回調査 年月日	年 月 日	違 反 転 用 発 覚 年 月 日	年 月 日	違反転用発生 年 月 日	令 平 昭 年 月 頃	
違反転用の内容 (違反開始年月・ 目的・違反に至った 経緯等)	(無断転用 ・ 許可条件違反) ※該当する項目を○で囲む。					
違反転用に関係する土地の所在、地番、地目、及び面積	土地の所在	地番	地 目 登簿 現況	面積 (㎡)	土地所有者 (住所)	違反転用者又は 一般承継人 (住所)
					() ()	() ()
					() ()	() ()
転用許可処分の内容	許 可 年 月 日					
※「許可条件違反」 又は「一部無断転用、一部許可条件違反」の場合に記載	許 可 権 者					
	許可に係る転用目的					
	許可に付した条件					
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業		氏 名	住 所	職 業	
農地区分	農用地 (用途区分変更・除外後 種) ・ 甲種 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ※農用地の場合は()内のいずれかを○で囲み、除外後の区分を記載。他は該当区分に○					
農業振興地域	農業振興地域内 ・ 農業振興地域外 ※いずれかを○で囲む。					

都市計画区域	都市計画区域外 都市計画区域内(市街化区域・市街化調整区域・非線引用途地域・非線引用途地域外) ※都市計画区域内外のいずれかを○で囲み、区域内の場合、()内のうち該当地域に○
調査・口頭指導日・ 口頭指導内容	
関係者からの事情聴 取日・内容	
農業委員会事務局 の意見	
備 考	

- (添付書類)
- 1 現地写真
 - 2 違反地が特定できる位置図・付近状況図等
 - 3 土地の全部事項証明書(写)
 - 4 違反地における土地の利用状況がわかる図面
 - 5 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内農地の場合)農用地区域図
 - ①違反にかかる目的が農業用施設の場合・・・用途区分が農業用施設になっているか確認
備考欄に記載
 - ②違反にかかる目的が農業用施設以外の場合・・・除外後、何種農地か確認
 - 6 簡易手続相当基準③(非農地後20年以上)に該当する可能性のある案件
20年以上経過していることが確認できる書類
 - 7 その他必要と判断される書類(事案に応じて添付)

※是正された場合は、「違反転用是正完了届出書(様式一違2号)」「違反転用是正調査報告書(様式一違3号)」を併せて提出すること。

違反転用是正完了届出書

年 月 日

長崎県知事 （長崎県（農地転用所管課）長） 様
農業委員会会長（農業委員会事務局長） 様

（土地所有者） 住所

氏名

印

（転用者） 住所

氏名

印

下記農地の違反転用については、 年 月 日に是正（農地復元・原状回復・許可条件どおり施工）が完了しましたので届け出します。

なお、今後下記農地その他の土地において農地転用を行う際には、農地法所定の手続きをとり許可を得てから（許可条件どおり）施工します。

記

1 土地の表示

2 原状回復年月日

※写真を添付し、農業委員会に提出すること。

様式一違3号

違反転用是正調査報告書

年 月 日

長崎県知事（長崎県（農地転用所管課）長） 様

農業委員会会長
(農業委員会事務局長)

下記のとおり違反転用地の是正がされ、現地を確認できたので報告します。

記

違反転用者	住所 氏名
農地所有者	住所 氏名
違反転用地	ほか 筆 [田 m ² ・ 畑 m ²]
違反の内容	
他法令の状況	
違反報告年月日	年 月 日
是正確認年月日	年 月 日
確認事項	
調査職員氏名	

(添付書類) 是正完了届出書及び写真等

様式一違4号

違反転用事案報告

年 月 日
市町農業委員会

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調 査 年 月 日	年 月 日		違反転用発生年月日		年 月 日							
違反転用の内容												
違反転用に関係する土地の所在、地番、地目、及び面積	土地の所在	地 番	地 目		面積 ㎡	土 地 の 所 有 者			違 反 転 用 者			
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	職 業	氏 名	住 所	職 業	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	種 類		氏名 及び 名称			住 所		職 業		備 考		
	土地所有者											
	違反転用者 又は 一般承継人											
	工事請負人											
	工事下請人											
転用許可処分の内容	許 可 年 月 日											
	許 可 権 者											
	許可に係る転用目的											
	許可に付した条件											
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業		氏 名		住 所			職 業				
違反転用に至るまでの経過												
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況												

違反転用に関しては他の法令等により認許可等を要する場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係					
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施工者	施工面積(㎡)	違反転用に関する面積(㎡)	施工時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

(添付書類)

- 1 顛末書(必要に応じて)
- 2 農業委員会が行った調査結果関係書類(事情聴取結果等)
- 3 他法令との調整にかかる書類
- 4 その他必要と判断される書類等(事案に応じて添付)
- 5 登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- 6 位置図及び周辺状況図
- 7 現場確認時の写真等

※土地利用計画との関係欄には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地の調査等に関する法律に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

農業委員会会長 印

あなたが行っている次の行為は、農地法〔第4条第1項、第5条第1項〕違反に該当するので、〔ただちにその工事その他の行為を停止して下さい。〕または〔又は原状回復その他違反を是正するための必要な措置をしてください。〕

この指示に従わない場合には、農地法第51条第1項の規定による処分又は命令がなされることがあります。

違法行為に係る 土地の表示	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
			登記簿	現 況		
違法行為の内容						

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

長崎県知事 印

あなたは、次のとおり、農地法第 51 条第 1 項第 号に該当しているので、〔 年 月 日までに工事その他の行為を停止して下さい。〕または〔原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。〕

この指示に従わない場合には、同項の規定による処分又は命令がなされることがあります。

違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
			登記簿	現 況		
法第 51 条第 1 項に該当する内容及びその理由						

処 分 又 は 命 令 書

番 号
年 月 日

違反転用者（住所）
（氏名）

長崎県知事 印

農地法第51条の規定に基づき次のとおり処分する（又は措置することを命ずる）。

処分又は命令の 内 容	
現状回復等の措置の 履行期限	年 月 日
処分又は措置を 命 ず る 理 由	

- (注) 1 この処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 この処分又は命令の履行期限までに完了できなかったときは、その理由及び処分又は命令の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかったときは、農地法第51条第3項の規定により「命令に従わなかった旨」、「命令に係る違反転用に関する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」について公表することがあります。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第4項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

違反転用是正計画書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様
(所管農業委員会経由)

住 所
氏 名

下記のとおり転用是正の計画を実施しますので届け出ます。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(m ²)	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
		登 記 簿	現 況				

2 工 事 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 施工者氏名等 住所
氏名

4 工 事 の 概 要

5 その他参考となる事項

6 添付書類 付近の見取図
付近の字図
工事計画図
現地の写真 (現況等)

違反転用履行状況報告書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様
(所管農業委員会経由)

住 所
氏 名

下記のとおり転用是正計画の履行状況を報告します。
つきましては、工期等の変更を了承願うよう申請します。

記

1 土地の表示

所 在	地番	地 目		面積(m ²)	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
		登 記 簿	現 況				

2 遅延している理由（詳細に）

3 現在の進捗状況（詳細に）

4 変更工事期間

変更前 年 月 日から 年 月 日までを
変更後 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他参考となる事項

様式一達 10 号

農地法第 51 条第 3 項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

年 月 日

長崎県知事 印

農地法第 51 条第 1 項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったもので、同条第 3 項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

命令に係る違反転用 に関する土地の所 在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
命令に係る違反転用 の内容					
命令の内容等	命令を行った日	年 月 日			
	履 行 期 限	年 月 日			
	命令を行った原状回復等 の措置の内容				
命令を受けた者の 氏名					

(記載要領)

命令を受けた者が法人である場合には、「命令を受けた者の氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。

土地の選定に関する調書

1. 当該申請事業に係る候補地エリアの選定、必要な土地の条件等

2. 代替地の検討
当該申請地の代替地として検討した土地

検討した土地（地番）	地 目	面 積	断 念 し た 理 由

3. 当該申請地の状況

※可能な場合は代替地の位置を示す図面を添付すること。（縮尺・方位を記載すること。縮尺は任意。）
※農用地・甲種・1種・2種農地以外の土地から検討すること。

非農地証明書交付願

年 月 日

農業委員会会長 様

住所

願出人

氏名

(電話 ー)

下記土地は 年 月 日頃から（又は農地法の適用を受けない用途もしくは事由のため）転用（潰廃）し、現在「 」となっていることに相違ないので証明願います。

記

	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	利 用 者	備 考
			登記簿	現 況			
1 証明を受けようとする土地の所在、面積等							
2 非農地化した時期・経緯							
3 証明を受けようとする物件の状況							
4 その他参考となるべき事項（添付書類）							
担 当 者 記 載 欄	農用地区域（ 内 ・ 外 ） ※農業振興地域整備計画担当部署に確認して記載すること。						
証 明 欄	非 農 地 証 明 書 第 号 願いのとおり、農地（又は採草放牧地）でないことを証明する。 年 月 日 農業委員会会長 印						

- (注) 添付書類
1. 土地登記簿謄本（法務局）1 部

2. 現住所を確認できるもの（土地所有者の住所が土地登記簿謄本と相違する時）1 部

3. 位置図（おおむね 1/2500）1 部

4. 願出地の現況写真（場所がわかるように背景を入れる）1 部

5. 字 図（法務局）（写でも可）1 部

6. 農地でなくなった時期を確認できる書類（非農地化の原因が人為的なものである場合）1 部

参考様式第3号

農地改良等届出書

年 月 日

農業委員会長様

住所

氏名

下記のとおり（農地改良、田畑転換、畑地嵩上）のため農地埋立てをしたいので届出ます。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積㎡	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名	備 考
		登記簿	現況					

2 農地改良等を必要とする理由

3 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 施工業者 住所
氏名

5 工事の概要

区 分		基 礎 部 分	表 土 部 分	備 考
埋立てに用いる土その他の材料	種 類			
	採取場所			
	量 (㎡)			
埋立ての高さ (m)				

6 被害防除対策（周辺の道路、水路、農地、その他の環境に対する被害防除の具体策）

7 工事完了後の作付計画

8 その他

(1) 工事が完了したときは、遅滞なく完了届を提出することとする。

※ 添付書類 付近の見取図

付近の字図

工事計画図

現地の写真

委 任 状

事務所所在地

行政書士

登録番号 第 号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：

2. 転用の目的：

年 月 日

委任者・転用実行行為者 住所

氏名

印

委 任 状

事務所所在地

行政書士

登録番号 第 号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：
2. 転用の目的：
3. 権利の内容：所有権移転（ ）

年 月 日

委任者

譲渡人 住所
氏名

⑨

譲受人・転用実行行為者 住所
氏名

⑨

確 約 書

年 月 日付け建築条件付売買予定地に係る農地転用許可申請について、農地法の農地転用制度の趣旨を理解し、以下の項目について農地転用事業者の責任として実施することを確約します。

- 1 分譲地（申請地）を売買するにあたっては、許可申請書に添付した特約を含む土地売買契約書により契約を締結します。
- 2 当該土地について、上記 1 の土地売買契約後、農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。3において同じ）と土地購入者とが、当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね 3 月以内）に建築請負契約を締結することを約します。
- 3 農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、上記 2 の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の契約書において規定します。
- 4 農地転用事業者は、農地転用許可に係る申請地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。
- 5 許可を受けた転用事業について住宅建設が完了するまでの間、農地転用許可書に付した条件にある当該工事の進捗状況報告に併せて下記項目についても報告します。
 - ① 売買契約締結の状況
 - ② 建築請負契約締結の状況
 - ③ 建築確認の状況
 - ④ 土地の引渡し状況
 - ⑤ 農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況
- 6 土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行います。

年 月 日

長崎県知事 様

申 請 地	土地の表示 面 積	m ²
農地転用事業者	住 所	
	氏 名	

土地の選定に関する調書

1. 当該申請事業に係る候補地エリアの選定、必要な土地の条件等

(例 1) 父親の介護のため、父親の自宅の近くに住宅を建てる必要あり。よって、●●市●●地区を候補エリアとして選定した。
 (例 2) 量販店を建てるため、周辺に競合店がない、●●市●●地区を候補エリアとして選定した。なお、当該事業実施にあたっては約●●㎡の土地が必要である。

2. 代替地の検討

当該申請地の代替地として検討した土地

検討した土地 (地番)	地 目	面積(㎡)	断 念 し た 理 由
●●市●●町●●123 番	宅地	250	面積が小さすぎた。
●●市●●町●●325 番	雑種地	830	既に他の買い手が決まっていた。
●●市●●町●●222 番	山林	1022	造成費用が莫大にかかり、費用面で負担できる範囲を超えていた。

3. 当該申請地の状況

申請地 (●●町●●番) は農地であるが、現在の利用状況は耕作放棄地であること、周辺農地への支障がないこと、・・・から候補地として選定した。

※可能な場合は代替地の位置を示す図面を添付すること。(縮尺・方位を記載すること。縮尺は任意。)

※甲種・1 種・2 種以外の農地から検討すること。

参考様式第4－1号

委任状

事務所所在地

行政書士 ○○ ○○
登録番号 第○○○○○○○○○号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：○○市・郡○○町○○字○○番○

2. 転用の目的：

令和○○年○○月○○日

委任者・転用実行行為者 住所

氏名

㊞

参考様式第4－2号

委任状

事務所所在地

行政書士 ○○ ○○
登録番号 第○○○○○○○○○号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：○○市・郡○○町○○字○○番○
2. 転用の目的：
3. 権利の内容：所有権移転（ 売買 ）

令和○○年○○月○○日

委任者

譲渡人 住所
 氏名

⑤

譲受人・転用実行行為者 住所
 氏名

⑤